

(参考7)

国内において移動の制限及び移動の禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物（規則第35条の2、第35条の4関係及び別表3関係並びに第35条の7及び別表6関係）

1. 規則別表3について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所）。

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	改正の理由
5. [略]	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタラントティア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、 <u>いちじく</u> 、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレティアナ、シトロプシス・スクウェインフルティ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、	ミカンキジラミ	リスクアナリシスの結果を踏まえ、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。

	ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンプルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・プアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）		
6. [略]	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタラントティア・ミシオニス、アフラエグレ・ガボネンシス、アフラエグレ・パニキュラタ、いちじく、ウエプリス・ランケオラタ、エレモシトラス・グラウカ、オオバゲツキツ、グミミカン、クラウセナ・アニスムーオレンス、クラウセナ・インディカ、クラウセナ・エクスキャバタ、クリメニア・ポリアンドラ、ゲツキツ、サルカケミカン、シトロプシス・ギレ	ミカンキジラミ	リスクアナリシスの結果を踏まえ、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。

	<p>ティアナ、シトロブシス・スクウェインフルティ、スウイングレア・グルティノーサ、ゾウノリンゴ、ツゲコウジ、ナリンギ・クレヌラタ、バルサモシトラス・ダウイ、パンプルス・ミシオニス、ベルノキ、ミクロシトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ミクロシトラス・プアナ、メリリア・カロキシオン、ワンピ、からたち属、きんかん属及びみかん属の生植物（種子及び果実を除く。）</p>	
--	--	--

2. 規則別表6について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所）。

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）	改正の理由
4. [略]	<p><u>おおばはまあさが</u> お、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）</p>	アリモドキゾウムシ	リスクアナリシスの結果を踏まえ、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。